

石綿健康被害医療手帳をはじめて使う際に 病院・薬局等に持参してください。

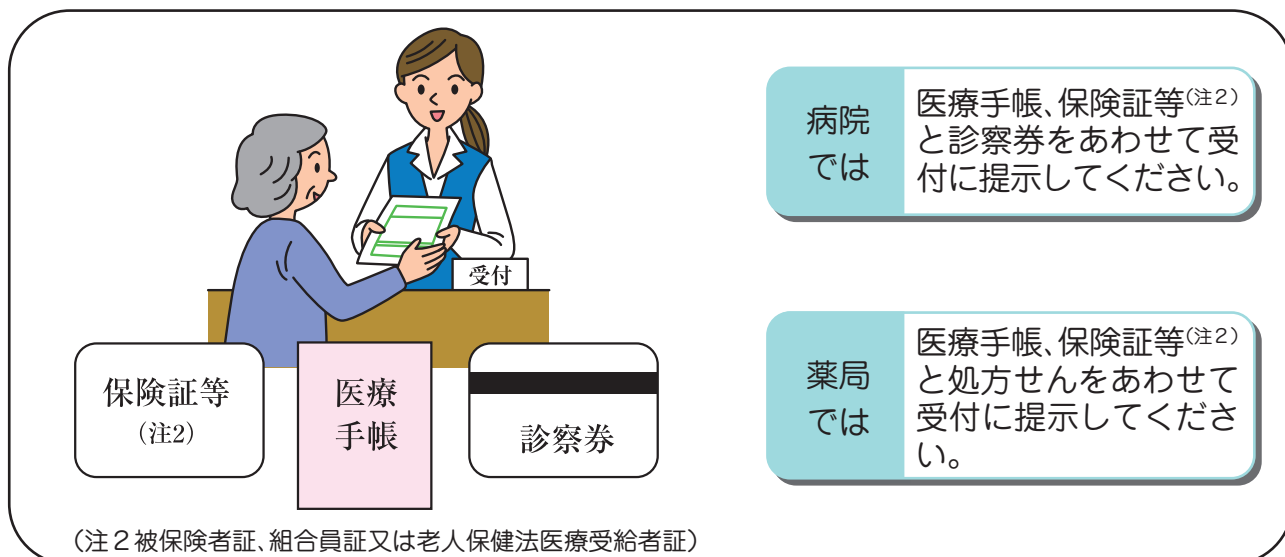
石綿健康被害医療手帳の使い方

石綿健康被害救済制度で認定されると、石綿健康被害医療手帳(以下、「医療手帳」という。)が交付されます。医療手帳に記載された認定疾病(中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺又は著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚)やその続発症に関して、保険医療機関等において医療を受けた際、保険適用となる範囲内で医療に要した費用の自己負担分(以下、「保険医療費の自己負担分」という。)^(注1)について窓口負担がなくなります。

(注1 健康保険法等で給付される額を除いた額、健康保険法でいうところの一部負担金、標準負担額)

■提示のしかた

保険医療機関等(以下、「病院・薬局等」という。)において医療を受ける場合、保険証等^(注2)に添えてこの医療手帳を必ず窓口提出してください。



■注意事項

- 医療手帳に記載されている交付年月日から使うことができます。医療手帳交付前に負担した保険医療費の自己負担分^(注1)は、「医療費請求書」に「受診等証明書」を添えて機構に請求してください。(裏面をご覧ください。)
- 認定疾病以外の医療、保険外の医療、民間療法は対象となりません。
- 差額ベッド代、文書代、自費検査料など保険給付対象外の費用も対象となりません。
- 以下の場合すみやかに機構あてに届け出てください。
 - ・ 住所又は氏名等に変更があったとき(氏名等変更届)
 - ・ 医療手帳を破損したり汚したり又は紛失したとき(医療手帳再交付申請書)
 - ・ 認定疾病が治ったとき(認定疾病治ゆ届)

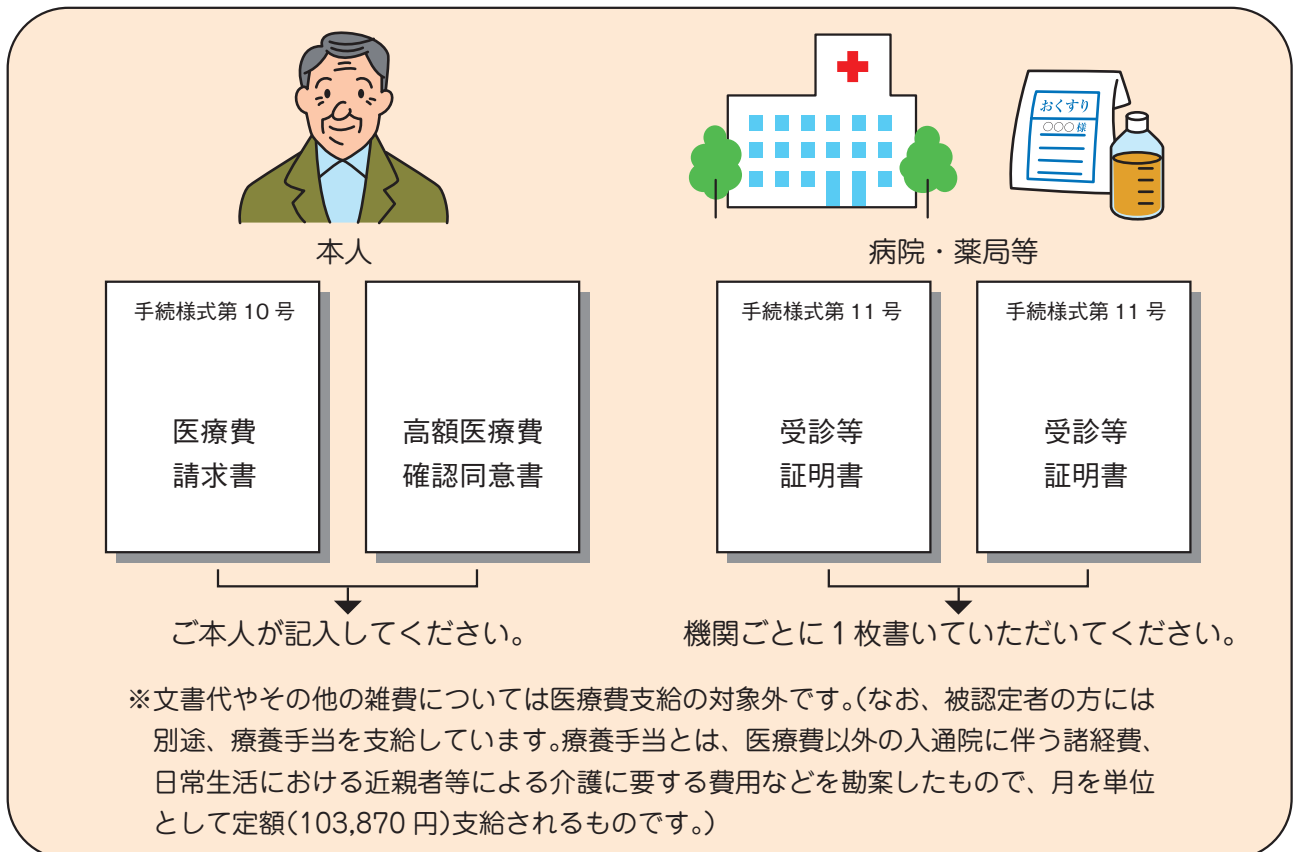
病院・薬局等で不明な点が生じた場合は

環境再生保全機構に病院・薬局等からお電話いただければ、医療手帳や制度についてご説明いたします。電話 044-520-9617(給付課)までご連絡ください。

環境再生保全機構ホームページ <http://www.erca.go.jp/asbestos/>

医療費請求のしかた

認定疾病に係る療養を開始した日から医療手帳交付前に負担した保険医療費の自己負担分を機構に請求することができます。「受診等証明書」を病院・薬局等に記入していただき、「医療費請求書」とあわせて機構に提出してください。同時に「高額医療費の確認同意書」もご提出ください。



請求できる期間は、認定疾病に係る療養を開始した日から医療手帳交付日の前日までとなります。誤りが多いので必ず確認してください。

※認定疾病に係る療養を開始した日とは、認定疾病について初めて保険医療機関等において健康保険法適用となる医療を受けた日のことで、受診等証明書を病院等が記入・証明する際に医師が判断するものです。

※認定の効力は、認定疾病に係る療養を開始した日(またはその日が認定の申請のあった日の3年前の日より前である場合には、認定の申請のあった日の3年前の日)から生じますので、医療費の支給額は提出いただいた書類を機構で審査した上で決定します。

認定申請のあった日が不明の場合は、環境再生保全機構にお問い合わせください。

石綿健康被害医療手帳	
手帳番号	
公費負担者番号	6:6:1:4:1:0:1:1
公費負担医療の受給者番号	
被氏名	男・女
認生年月日	明治・大正 昭和・平成 年 月 日
定住所	
者認定疾病の名称	
交付年月日	平成 年 月 日
有効期限	平成 年 月 日
発行期間及び印	独立行政法人 環境再生保全機構

医療手帳交付日以降の診療分からレセプト請求できます。